

# 日本脳炎(特例対象者)予防接種について

## 【 特例対象者 】

日本脳炎の予防接種について、下記に該当する方は、接種を受ける機会を逃していることがあります。9歳から13歳の誕生日の前日まで1期初回の不足分の接種を定期予防接種として受けることができます。

平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者で、  
1期初回2回・追加1回の合計3回の接種が完了していない者

## 【 副反応 】

主な副反応は、接種部位の発赤・腫れ・内出血、全身症状として、発熱、発疹、頭痛などがみられることがあります。また、重い副反応としては、まれに、ショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎（接種後数日から2週間以内の発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害など）、脳炎・脳症、けいれんなどの報告があります。

## 【 健康被害救済制度 】

定期予防接種の副反応による健康被害が生じた場合は国の健康被害救済制度があります。日本脳炎ワクチン接種と健康被害と因果関係を厚生労働大臣が認定した場合は以下の救済が受けられます。

- ①医療費および医療手当②障害児養育年金③障害年金④死亡一時金⑤葬祭料⑥介護加算  
※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健センター(予防接種担当)にご相談ください。

## 【 接種にあたっての注意事項 】

◎この説明書をよく読み、理解をしてから接種を受けるようにしましょう。

◎新型コロナウイルスワクチン接種と他の予防接種との接種間隔について

新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチンは2週間以上の間隔をあける必要があります。日本脳炎ワクチンとの接種間隔にご注意ください。

◎沼津市指定の医療機関(一覧表以外の医療機関)で定期予防接種を希望する場合は・・・

県外に長期滞在する場合、滞在先近くの医療機関において定期予防接種の実施を希望する場合は事前に「予防接種実施依頼書」の申請が必要です。必ず接種前に申請が必要ですので、保健センターまでご連絡ください。

○子どもの体調をよく知っている保護者が連れて行きましょう。

○予診票は、医療機関にありますのでその場で記入してください。

○体温は、接種前に医療機関で測ります。

○予約制の医療機関がほとんどですので、裏面の実施医療機関一覧表で確認してください。

●医療機関に行くときの持ち物

★接種券(無料となります)★母子健康手帳(接種記録を記入します。)

★保険証とこども医療費受給者証(診察の結果、具合が悪く、接種できなかつたときに必要となります。)

## 【 問い合わせ 】

沼津市保健センター 055-951-3480  
戸田分館 0558-94-3970